

幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年8月

目 次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	2
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	3
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
(1)	基本的人権の尊重	5
(2)	危機管理としての特措法の性格	5
(3)	関係機関相互の連携協力の確保	5
(4)	記録の作成・保存	5
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
(1)	患者の発生想定	6
(2)	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	7
5	対策推進のための役割分担	8
6	本町行動計画の主要な6項目	10
(1)	実施体制	10
(2)	サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	12
(3)	情報提供・共有	12
(4)	予防・まん延防止	14
(5)	医療	18
(6)	町民生活及び町民経済の安定の確保	20
7	発生段階	21

Ⅲ 各段階における対策	23
1 未発生期	23
2 海外発生期	27
3 県内未発生期	32
4 県内発生早期	38
5 県内感染期	47
6 小康期	54

★本行動計画内容における注意点

- ① 本計画は、政府行動計画及び政府ガイドライン、県行動計画の考え方と整合性を持って策定している。そのため、計画において町の対策が理解しやすいよう、必要に応じて県の対策を併記している。
- ② 本計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて行う。また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、適時適切に変更を行う。

I はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡したとされている。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生し、大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、鳥インフルエンザ（H5N1）を引き起こし死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異すること等により、人から人へと効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

国では2005年（平成17年）12月に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「国計画」という。）を策定し、医療体制の確保を中心に体制整備が進められ、2008年（平成20年）4月には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が成立し、水際対策など新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年（平成21年）2月、行動計画の抜本的な改正を行った。

愛知県においても、同時期に「愛知県新型インフルエンザ対策本部」を設置し「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後数次にわたり、国及び県の行動計画は部分的な改定がされてきたが、2009年（平成21年）2月に国の行動計画が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」等の一部改正等により大幅に改定されたことから、愛知県の行動計画についても改定された。

更に、2012年（平成24年）5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が公布、2013年（平成25年）6月に施行された。整合性のとれた対策を行うため、地方自治体に対策本部の設置を義務付けたりするなど対策の強化を行い、併せて政府行動計画が示され、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が順次策定された。

こうした流れをうけて、幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等については、その発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国及び本町への侵入も避けられないものと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、本町においては、町民の健康・生活を守るため、新型インフルエンザ等対策を町政における重要課題のひとつに位置づけ、以下の2点を主たる目的として全庁的に対策を講じていく。

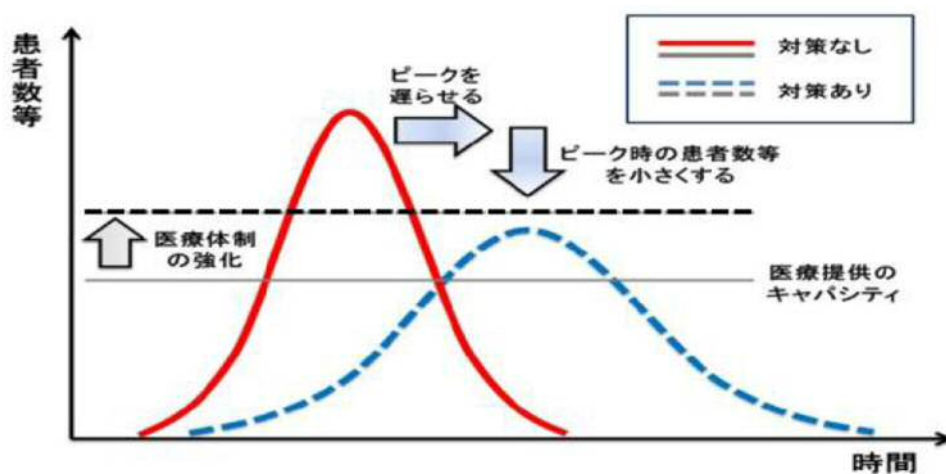
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本町は、鉄道、幹線道路などの交通網が発達していることから、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、我が国への侵入が本町から起こることも十分にあり得ると考えられる。また、他の都道府県から侵入した場合であっても、短時間で本町内に侵入することが十分に予想される。

このため、発生・流行時に想定される状況を常に念頭に置き、町行動計画をあらかじめ策定しておかなければならない。

また、関係機関等と事前に調整を行うとともに、関係者に町行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるように準備をしておく必要がある。

- ・ 発生前の段階では、地域における医療体制の整備、町民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を行う。
- ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・ 町内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、県からの要請に基づき不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等が行なうなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・ 愛知県西尾保健所とは十分な情報共有と連携を図り、発生時の対応等が円滑に行えるよう準備しておく必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定され、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。このため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・ さらに、医療機関、事業者等においても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、業務継続計画やマニュアル等を定めるなどして、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが必要である。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に町民、事業所等が冷静に対応することが重要であることから、町民、事業所等に対して、新型インフルエンザ等に関する正しい知識、事前準備、発生時の対応等について周知していくことが重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県の実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等の周知を行う場合、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなど状況によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

町長を本部長とする幸田町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）、知事を本部長とする愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、町対策本部長は県対策本部長に対して、必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（４）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施にかかる記録を作成し、保存、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 患者の発生想定

新型インフルエンザ等は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、対策を考える上で患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

国の行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致死率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次の表のとおりとなり、本町行動計画でもこれを参考とする。

本町の人口を38,000人とした場合、感染者数は9,500人となり、医療機関を受診する患者数は3,900人～7,400人である。これらの場合における入院患者数及び死亡者数を推計したところ下表のとおりである。

<幸田町内の新型インフルエンザ等患者数の試算(米国CDCモデルによる)>

病原性	中等度	重度
入院患者数(上限)	約150人	約590人
死亡者数(上限)	約50人	約190人
一日当たり最大入院患者数 (流行発生から5週目)	約30人	約120人

※1 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致死率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致死率を2.0%（重度）として、国の行動計画の被害想定を参考に想定した。

※2 この推計においては、抗インフルエンザウイルス薬や抗菌薬等、医療の進歩などによる影響や、その後の衛生状況については考慮されていない。

※3 この推計は、今後も適宜見直すことがある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等の社会経済的な影響としては、流行規模が異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40% 程度が欠勤することが想定されるとともに、一部の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

また、住民の生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

- ・ 医薬品の調査・研究の推進
- ・ 諸外国との国際的な連携の確保

(2) 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に判断し対応する。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を県とともに推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（５）登録事業者

特別措置法第２８条に規定する特定接種の対象となる医療の提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。

（６）一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

（７）個人

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を収集して、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 本町行動計画の主要な6項目

国の行動計画及び愛知県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について6項目に分けて立案している。

本町における、各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点については以下のとおり。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強く、そのため多数の町民の生命・健康へ甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを推進する。さらに、関係部局においては、国、地方公共団体、事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

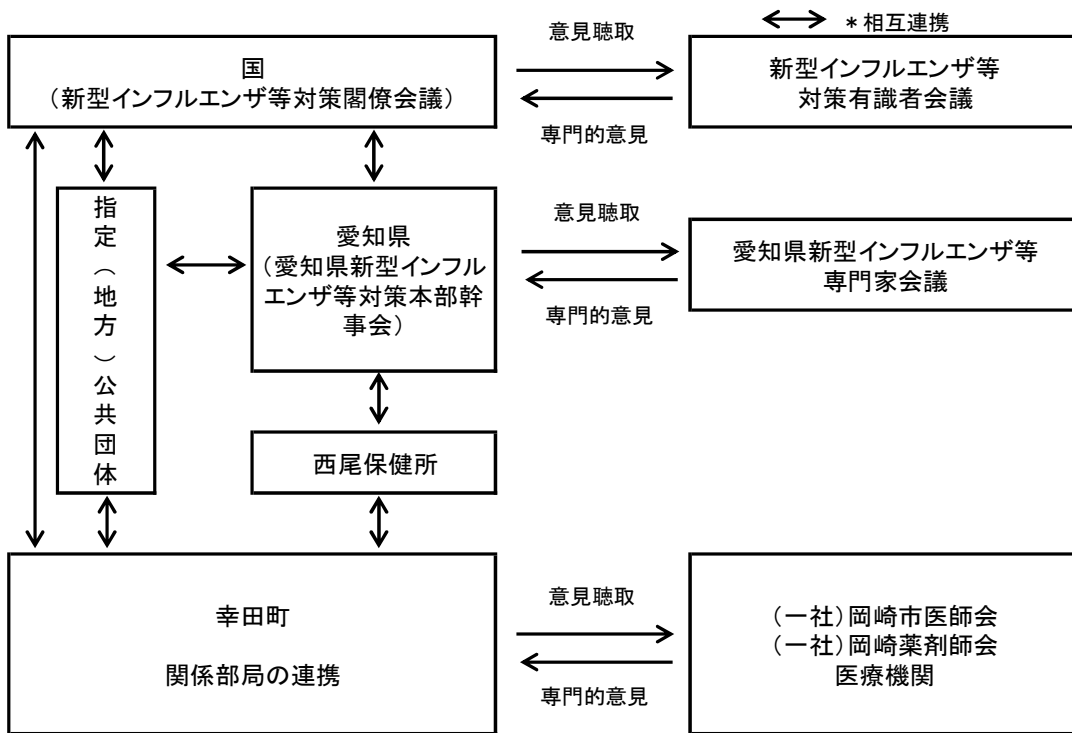
新型インフルエンザ等が海外で発生した場合は、「幸田町危機管理指針」に基づき部長会議で体制を検討し、必要に応じて幸田町危機管理対策本部（以下、「町危機管理対策本部」という。）を設置し対策を開始する。

また、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認められ、政府対策本部長が特措法第32条に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）が公示された場合は、幸田町新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）に基づき、速やかに町長及び全部局を構成員とする町対策本部を設置する。町対策本部は、政府対策本部が示す基本的対処方針を確認し、必要な対策を実施する。

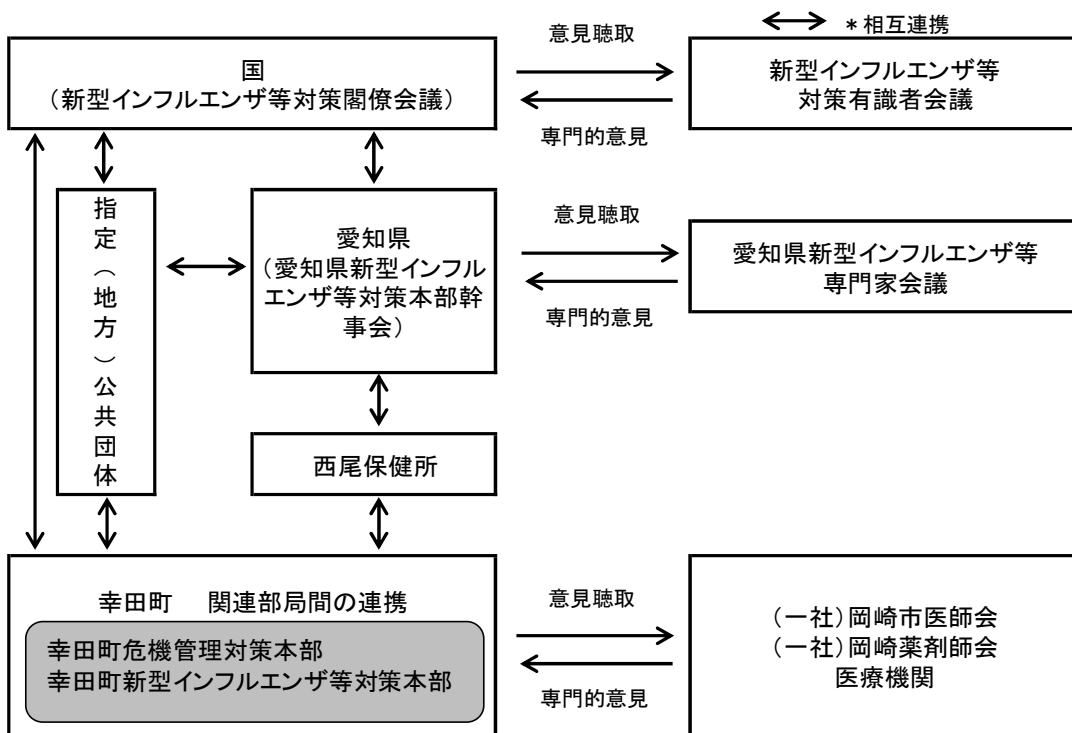
なお、町危機管理対策本部は、緊急事態宣言が行われた場合に、町対策本部に移行することとする。

実施する新型インフルエンザ等対策が、医学・公衆衛生の観点からの合理性を確保していくため、行動計画の作成や発生時等には西尾保健所、（一社）岡崎市医師会、（一社）岡崎薬剤師会、医療機関等と適宜協議、連携していく。

実施体制(発生前)



実施体制(発生後)



(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

新感染症が発生した場合は、国及び県からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

ア 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行うものとする。

町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えるものとする。

町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用する。

地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

エ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

県では、これらの動物の間での発生の動向を把握するものとする。

町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、

一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含む。適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に町民が正しく行動することになる。

誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

ア 情報提供手段の確保

町は、町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

イ 発生前における町民等への情報提供

町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、県と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。

町内小中学校、保育園等は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

ウ 発生時における町民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供

町は、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。

誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

情報の提供にあたっては、(一社)岡崎市医師会、(一社)岡崎薬剤師会その他対策を行う機関と連携を図る。

媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、メール配信サービス等を活用する。

(イ) 町民の情報収集の利便性向上

町は、関係省庁の情報、県や町の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

エ 情報提供体制

町は、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約するために、広報担当部署を中心として情報を一元化する。

提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとる。

コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

(4) 予防・まん延防止

町は、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。

流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる。

まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

ア 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

県は、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行うものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 地域・職場における対策

県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(ウ) その他

町は、海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

イ 予防接種

町は、特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(ア) ワクチン

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

(イ) 特定接種

a 特定接種の対象者の考え方

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者となり得る者は以下のとおりである。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

b 対象となり得る者の基準

住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」に示されている。

c 基本的な接種の考え方

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として以下の順を基本とする。

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④ それ以外の事業者

しかし、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

d 接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施する。本町職員等については、本町が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

なお、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

(ウ) 住民接種

a 住民接種の対象者の考え方

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

一方緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、新型インフルエンザ等の病原性等の状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、国の基準により以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

b 接種順位の考え方

新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

(a) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

i 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合

医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

ii 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合

医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

iii 小児に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合

医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順
- (b) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- i 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**
医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順
- ii 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**
医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順
- (c) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
- i 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**
成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順
- ii 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**
高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順
- c 接種体制
- 町が実施主体となり、原則として、集団接種とする。
- 接種に必要な医師等の従事者については、(一社)岡崎市医師会の協力により確保する。

(5) 医療

県は、医療に関して次のとおり対策を行うものとし、町は、県からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

ア 医療の目的

健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

イ 医療体制整備の考え方

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。

新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定地方公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や迅速な情報収

集・提供などについて十分に検討する。

医療機関、医療団体や市町村など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

ウ 発生前における医療体制の整備

医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等との関係者からなる対策会議を開催するなど、地域との関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来（以下「帰国者・接触者外来」という。）を設置する医療機関や公共施設等のリストをあらかじめ作成し設置の準備を行う。

発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター（以下「帰国者・接触者相談センター」という。）の設置の準備を進める。

エ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生の早期には、感染防止対策の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等関係機関に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内発生早期までは、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

「帰国者・接触者相談センター」を保健所に設置し、その周知を図る。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。

オ 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、県は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診

療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる。

国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目安として国が示す本県の備蓄目標量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対して国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

町は、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5つの発生段階に分類している。そして、国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（WHO）の情報を参考にしつつ、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

県行動計画においては、地域の発生状況が様々であり、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、6つの発生段階を定め、その移行については、必要に応じて県が国と協議の上で判断するものとされている。

本町の新型インフルエンザ等対策は、県と連携を取り行う必要性から、県行動計画と同じ段階区分を設定している。

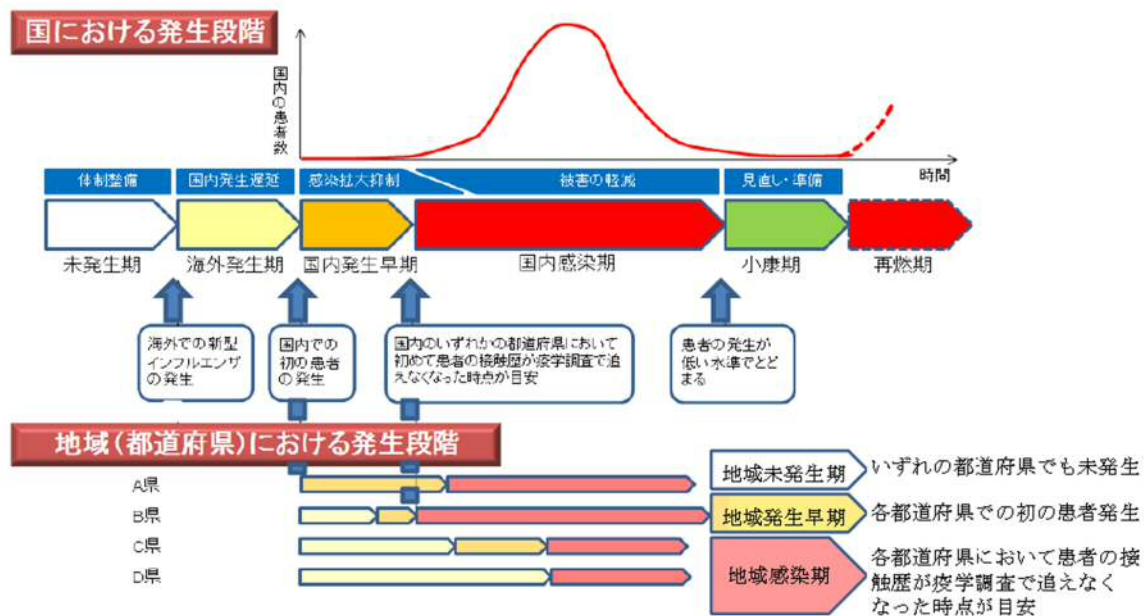
実際の段階の期間は、状況により極めて短くなる可能性や、必ずしも、順を追って進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

<発生段階>

国	愛知県・幸田町
(未発生期) 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
(海外発生期) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
(国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態等
(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等 *感染拡大～まん延～患者の減少
	(小康期) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断するものとする。



Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国や県の方針に沿ったものとするとともに、町内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うものとする。

1 未発生期
発生状態： ① 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ② 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： ① 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： ① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1-1) 実施体制

ア 行動計画の作成

町は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画又は業務計画を策定する。また、政府行動計画、県行動計画の見直し等により必要に応じて見直しを行う。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ① 町は、必要に応じて、各部の認識の共有化を図るとともに連携を強化し、全庁的な初動対応体制を確立する。また、発生時に備え、行政機能を維持するための各部等業務継続計画を策定する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県、指定地方公共機関等と相互に連

1 未発生期

携し、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

- ③ 行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。

(1-2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

ア 情報収集

町は、国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集する。

イ 通常のサーベイランス

県では、サーベイランス、情報収集に関しての対策を行うものとし、町は、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(1-3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町ホームページ等を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ① 町は、新型インフルエンザ等が発生段階ごとに町民への情報提供の内容や媒体、情報の検討を行う。
- ② 町は、国が行う都道府県等とメールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムの構築に協力する。
- ③ 町は、情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。
 - ・広報こうた、記者発表
 - ・町ホームページ、メール配信、防災無線等
- ④ 町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(1-4) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

(ア) 個人レベルでの対策の普及

- ① 町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対応について理解促進を図る。
- ② 町は、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自

肅要請の感染対策についての理解促進を図る。

(イ) 地域対策・職場対策の周知

町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(ウ) 衛生資器材等の供給体制の整備

町は、町の施設の衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための個人防護具等の備蓄を進める。

イ 予防接種

(ア) 特定接種対象となる事業者の登録

町は、国、県が行う、基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録実施要領に従い、周知及び登録申請の受付について協力する。

(イ) 接種体制の構築

a 特定接種

- ① 町は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ② 町は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

b 住民接種

- ① 町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ② 町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ③ 町は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、（一社）岡崎市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- ④ 町は、地域の実情に応じ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設けられよう保健センター、学校などの公的施設を活用し、場合によっては、医療機関に委託し、接種会場を確保する。

(ウ) 情報提供

町は県と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う

情報を積極的に町民に提供する。

(1-5) 医療

ア 地域医療体制の整備

県は二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心に地区医師会、地区薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院、大学医学部付属病院、公立病院等)、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域関係者と連携を図りながら医療体制の整備を推進するものとし、町は県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(1-6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 業務計画の策定

県は、指定地方公共機関等に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認するものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 物資の供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対して、緊急物資の流通や運送等の事業継続のために体制整備を要請するものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期
<p>発生状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ② 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ③ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、町内の発生遅延と早期発見に努める。 ② 県内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ② 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ③ 県と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。 ④ 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(2-1) 実施体制

ア 体制強化等

- ① 町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、必要に応じて町長を本部長とする町危機管理対策本部の設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備をする。
- ② 町は、県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ③ 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づき対策を実施する。

(2-2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行うものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ア サーベイランス、情報収集に関する県の対策

- ① 国等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集するものとする。
- ② 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係部局の連携の下、情報の共有・集約化を図るものとする。

イ サーベイランスの強化等に関する県の対策

- ① 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施するものとする。
- ② 国の方針に従って、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握を開始するものとする。
- ③ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化するものとする。

(2-3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 町は、県と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 町は、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ③ 町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町危機管理対策本部において調整する。

イ 情報共有

町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

町は、県からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を保健センターに設置し、適切な情報提供に努める。

(2-4) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止対策の準備

町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。

国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、町は国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

イ 水際対策

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、必要な健康監視等の対応をとるものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 予防接種

(ア) 特定接種

町は、県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- ① 町は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ② 町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、(一社)岡崎市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(ウ) 情報提供

町は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

(エ) モニタリング

町は、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングについて、必要な協力を行う。

(2-5) 医療

町は、県と連携して医療に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ア 新型インフルエンザ等に対する症例定義

町は、国が定める症例定義について、その設定時及び変更時に、関係団体を通じるなどして、医療機関に対して、遅滞なく、また確実にその内容を周知する。

イ 医療体制の整備

- ① 県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を受け入れる医療機関に対して、帰国者・接触者外来の設置を要請するものとする。
- ② 県は、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう要請するものとする。
- ③ 県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者（疑似症患者を含む。）と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請するものとする。
- ④ 県は、国の要請を受け、医療機関等に対し、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等に、必要に応じ、予防投与を実施するよう要請するものとする。

ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

県は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置するとともに、一般の相談窓口と役割分担を明確にするため、当センターの相談対象は、発生国からの帰国者・患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう、事前に広報等で地域住民に広く周知するものとする。

また、相談件数が急増する場合に備えて、一般の相談窓口で可能な内容については、事前に調整を行い、当該センターの負担軽減を図るものとする。

エ 医療機関等への情報提供

県は、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力するものとする。

オ 検査体制の整備

- ① 県は、国からの技術的支援を受けて、衛生研究所における新型インフルエンザ等

2 海外発生期

に対するPCR検査等の体制を整備するものとする。

- ② 県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の検体の提供を受けた際は、衛生研究所において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所で確認するものとする。

カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の確保状況を国に報告するとともに今後予想される放出に備え、医薬品卸売業者等と必要な確認を行うものとする。
- ② 県は、国の行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力するものとする。

(2-6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県は、国が事業者等に要請する、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策の準備について関係団体等を通じるなどして、事業者等に周知するものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置

町は、県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 県内未発生期（国内発生早期以降）

発生状態：

- ① 国内発生早期又は国内感染期にあるが、県内でインフルエンザ等の患者が発生していない状態
- ② 国内は、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。
(国内発生早期)
 - ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
 - ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
 (国内感染期)
 - ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
 - ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
 - ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- ① 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、町内発生の遅延と早期発見に努める。
- ② 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- ① 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ② 町民生活及び町民経済の安定のための準備、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ③ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(3-1) 実施体制

ア 実施体制

- ① 町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、情報の集約・共有を行う。
- ② 町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、町危機管理対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- ③ 町は、県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ④ 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更し

3 県内未発生期

た場合、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告するものとする。
緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。
また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- ③ 町は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに幸田町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

イ 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合、町危機管理対策本部を速やかに町対策本部に移行する。

(3-2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行うものとする。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ア サーベイランス、情報収集に関する県の対策

- ① 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ② 引き続き、新型インフルエンザ等の患者（疑い患者を含む。）の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ③ 国内の発生状況に関する情報を受けて、国と相互に連携し、必要な対策を実施する。

(3-3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 町は、県と連携して、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、

注意喚起を行う。

- ② 町は、県と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ③ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ④ 町は、情報の集約・整理・一元的な発信等の一本化を実施する。
- ⑤ 町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ① 町は、県からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健センターに設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- ② 町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(3-4) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、県と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 町は、県と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ 町は、県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ④ 町は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

- ⑤ 町は、県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策

- ① 県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、必要な健康監視等の対応をとるものとする。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ② 国では、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。町はその指示に従う。

ウ 予防接種

(ア) 特定接種

町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- ① 町は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ② 町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、(一社)岡崎市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(ウ) モニタリング

町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価について、必要な協力を行う。

(3-5) 医療

県では、医療に関して次のとおり対策を行うものとする。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ア 新型インフルエンザ等に対する症例定義

町は、国が定める症例定義について、その設定時及び変更時に(一社)岡崎市医師会を通じるなどして、医療機関に対して、遅滞なく、また確実にその内容を周知する。

イ 県の医療体制の整備

3 県内未発生期

県は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、引き続き継続するものとする。

ウ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力するものとする。

エ PCR 検査等の確認検査

県は、国と連携し、必要と判断した場合に、愛知県衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR 検査等の確定検査を行うものとする。

オ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、県内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請について、引き続き、関係団体等と連携して周知するものとする。
- ② 県は、引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力するものとする。

カ 感染性廃棄物の適正処理等

県は、引き続き感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、廃棄物処理業者に対して、周知・指導を行う。

(3-6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知するものとする。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ① 町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ② 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知するものとする。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 遺体の火葬・安置

町は、県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

4 県内発生早期

発生状況：

- ① 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
 - ② 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。
- (国内発生早期)
- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
 - ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
- (国内感染期)
- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
 - ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
 - ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- ① 町内での感染拡大をできる限り抑える。
- ② 患者に適切な医療を提供する。
- ③ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- ① 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われ、積極的な感染対策をとる。
- ② 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- ③ 国、県から提供される、症状や治療に関する臨床情報について、医療機関に速やかに提供する。
- ④ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ⑤ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町村民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ⑥ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(4-1) 実施体制**ア 実施体制**

- ① 町は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策本部を開催し、情報の集約・共有を行う。
- ② 町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- ③ 町は、県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ④ 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告するものとする。
緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。
また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- ③ 町は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに幸田町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(4-2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行うものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ア サーベイランス、情報収集に関する県の対策

- ① 引き続き、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ② 県内の新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集し、国に情報提供する。
- ③ 県内感染期への移行の判断が遅滞なく行われるように、県内の発生状況の情報収集に努める。県は、国と相互に連携し、必要な対策を実施する。
- ④ 国内の症例数が少ない段階で発生した県内患者について、国から積極的疫学調査

チームが派遣された場合は、協力して調査を実施する。

(4-3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 町は、県と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ② 町は、県と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ③ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ④ 町は、対策本部における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ⑤ 町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ① 町は、県からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健センターに設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- ② 町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4-4) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止策

県では、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行うものとする。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市町村等との連携による町民・事業所等への要請

- ① 町は、県と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 町は、県と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ 町は、県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ④ 町は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ⑤ 町は、県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

ウ 水際対策

- ① 県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、必要な健康監視等の対応をとるものとする。町は、県からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。
- ② 国では、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。町はその指示に従う。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

- ① 県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染予防策の徹底を要請するものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ② 県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表するものとする。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- ③ 県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行い、特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うものとする。また、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行い、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表するものとする。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ④ 町は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域における重点的な感染拡大防止策の実施することとした場合には、県、国等からの要請に応じ、その取組等に協力する。

エ 予防接種

(ア) 特定接種

町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町村職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

① 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定するものとし、それを受けてパンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、国の要請に応じて、接種に関する情報提供を開始する。

② 町は、接種の実施に当たり、国、県及び（一社）岡崎市医師会と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、保健センター、学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し集団的接種を行う。

(ウ) モニタリング

町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価について必要な協力をする。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(4-5) 医療

県では、医療に関して次のとおり対策を行うものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ア 医療体制の整備

- ① 県は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、国内発生早期（県内未発生期）に引き続き、継続する。
- ② 県は、患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

イ 患者への対応

- ① 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対して、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行うものとする。
この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、病原性が低いことが判明しない限り実施するものとする。
- ② 県は、国と連携し必要と判断した場合に、衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR 検査等の確定検査を行い、全ての新型インフルエンザ等患者のPCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行うものとする。
- ③ 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導するものとし、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

ウ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力するものとする。

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、県内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請について、関係団体等と連携して周知するものとする。

4 県内発生早期

- ② 県は、引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力するものとする。

オ 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請するものとする。

カ 感染症廃棄物の適正処理等

県は、引き続き、感染症廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、市町村や廃棄物処理業者、関係団体に対して、周知・指導を行うものとする。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

県は、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、上記の対策に加え、必要に応じ、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(4-6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知するものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ① 町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ② 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知するものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

ア 事業者の対応等

- ① 指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行うものとする。

- ② 県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力するものとする。

イ 電気及びガス並びに水の安定供給

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

ウ 運送・通信・郵便の確保

- ① 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

エ サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、県と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

オ 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請するものとする。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請するものとする。
- ③ 県は、指定地方公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示するものとする。

4 県内発生早期

カ 生活関連物資等の価格の安定等

町は、県と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

キ 犯罪の予防・取締り

県では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力するものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

5 県内感染期

発生状態：

- ① 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)
- ② 国内では、国内感染期にある。

(国内感染期)

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- ① 医療体制を維持する。
- ② 健康被害を最小限に抑える。
- ③ 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- ① 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ② 町内の発生状況をふまえ、本町の実施すべき対策の判断を行う。
- ③ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ④ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。
- ⑤ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ⑥ 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ⑦ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ⑧ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(5-1) 実施体制**ア 県内感染期移行の判断**

県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、必要な対策を行うものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(5-2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

県は、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力するものとする。

ア サーベイランスの強化等に関する県の対策

- ① 県は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階で、地域感染期にある都道府県における新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止するとの方針を受け、県内の新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のコサーベイランスを継続するものとする。
- ② 町は、国内の発生状況に関する国からの情報を受けて、国、県と相互に連携し、必要な対策を実施する。
- ③ 県は、学校等における集団発生コ把握の強化については通常のコサーベイランスに戻すものとする。

(5-3) 情報提供・共有**ア 情報提供**

- ① 町は、県と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ② 町は、県と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としている

るかを把握し、次の情報提供に反映する。

- ④ 町は、県内感染期に移行した時点などにおいて、町民に対して冷静な対応等をとるよう周知を図る。

イ 情報共有

町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

ウ 相談窓口の継続

- ① 町は、県からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健センターに設置した相談窓口体制を継続する。
- ② 町は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5-4) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止対策

- ① 町は、県と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 町は、県と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ 町は、県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ④ 町は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ⑤ 町は、県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ⑥ 県は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止するものとし、町はその取組等に適宜、協力する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

県は、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じるものとする。

- ① 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請するものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ② 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行い、要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行うものとする。要請・指示を行った際には、その施設名を公表するものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ③ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うものとし、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行うものとする。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表するものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 予防接種

〈緊急事態宣言がされていない場合〉

住民接種について、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を進める。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5-5) 医療

- ① 町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事

5 県内感染期

の提供、医療機関への移送) や自宅で死亡した患者への対応を行う。

- ② 県は、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力するものとする。

ア 県の患者への対応等

- ① 県は、国の要請を受けて、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うものとする。
- ② 県は、国の要請を受けて、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知するものとする。
- ③ 県は、国の要請を受けて、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や、慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知するものとする。
- ④ 県は、国の要請を受けて、必要に応じて、国が行う医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況の確認作業に協力するとともに、国と連携し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように、調整するものとする。

イ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力するものとする。

ウ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県は、国と連携して、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不足が生じるおそれがある場合には、国及び県の備蓄分を放出する等の調整を行うものとする。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

② 医療機関不足への対応

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するものとする。また、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖するものとする。

(5-6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、県内の事業者に周知するものとし、町は県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ① 町は、県と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- ② 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知するものとし、町は県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

ア 事業者の対応等

- ① 指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた、取組を行うものとする。
- ② 県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力するものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 電気及びガス並びに水の安定供給

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においての水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

ウ 運送・通信・郵便の確保

- ① 運送事業者である指定地方公共機関は、その業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

エ サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、県と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

オ 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請するものとする。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請するものとする。
- ③ 県は、指定地方公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当機関に対して輸送又は配送を指示するものとする。

カ 生活関連物資等の価格の安定等

町は、県と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

キ 犯罪の予防・取締り

県では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力するものとし、町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

6 小康期
発生状態： ① 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ② 大流行は一旦終息している状況。
目的： ① 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： ① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(6-1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更等

- ① 県では、国が基本的対処方針を変更した場合、その対処方針に基づき措置を縮小・中止するものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。
- ② 町は、政府対策本部が解散されたときは、速やかに対策本部を解散する。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

町は、国が緊急事態解除宣言をされたときは、速やかに町対策本部を解散する。

イ 対策の評価・見直し

町は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、町計画等の必要な見直し等を行う。

(6-2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

ア 情報収集

町は、国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ サーベイランス（発生動向の調査）

- ① 県では、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続するものとし、町

6 小康期

は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- ② 県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化するものとし、町は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(6-3) 情報提供・共有

ア 情報提供

町は、県と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し広報担当者から適宜必要な情報を提供する。

イ 情報共有

- ① 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県と連携し、国に提供することで、共有化を図る。
- ② 町は、県と連携し、県関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

町は、県からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

(6-4) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止対策

町は、県と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

イ 予防接種

〈緊急事態宣言がされていない場合〉

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6-5) 医療

県では、医療に関して次のとおり対策を行うものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ア 医療体制

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すものとする。

イ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知するものとする。
- ② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うものとする。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止するものとする。

(6-6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**ア 町民・事業者への呼びかけ**

- ① 町は、県と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- ② 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知するものとする。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>**ア 業務の再開**

- ① 県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知するものとし、町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ② 県は、国と連携し、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行うものとする。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

町及び指定地方公共機関は、県、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止するものとする。